

産業医制度等に係る省令改正について

(2018年 法改正)

(法改正の背景)

過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等の多様化する労働者の健康確保対策の重要性が増す中、産業医に求められる役割等が変化し、産業医が対応すべき業務が増加。

(改正前)

- 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、労働者の健康障害防止のために必要な措置を講ずる。(労働安全衛生規則第15条)
- 事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康保持に必要な措置について、医師等からの意見を聴取する。(労働安全衛生法第66条の4、労働安全衛生規則第51条の2ほか8省令8条文)
- 事業者は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超える労働者について、当該労働者からの申出に基づいて医師による面接指導を行う。(労働安全衛生法第66条の8、労働安全衛生規則第52条の2)



(改正後)

- 産業医の定期巡視の頻度の見直し(労働安全衛生規則第15条関係)

少なくとも毎月1回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、事業者から毎月1回以上産業医に所定の情報が提供されている場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、**少なくとも2月に1回**とすることを可能とする。

- ① 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
- ② ①に掲げるもののほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

●健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要となる情報の医師等への提供
(労働安全衛生規則第 51 条の 2 ほか 8 省令 8 条文関係)

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならないこととする。

●長時間労働者に関する情報の産業医への提供 (労働安全衛生規則第 52 条の 2 関係)

事業者は、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならないものとする。